



地方創生につながる 地方分権の実現を目指して

平成28年1月13日
三重県知事 鈴木 英敬

伊勢志摩サミット開催まで

あと **134** 日

「伊勢志摩サミット」開催！！

「平和への願い」、「自然と成長」の調和、「文化・伝統」を
日本人の心のふるさと三重県から世界に発信!!

日本人の精神性の原点であり、世界平和を願う場所 「環境と産業」が両立し、「自然と成長」が調和する場所 日本を代表する文化・伝統を感じられる場所



経済効果

直接効果

全国で**510億円**
(うち三重県内**130億円**)

ポストサミット

外国人観光客数の増加 **185億円**
国際会議の開催の増加 **37億円**
国内観光客数の増加 **495億円**

5年間で **1,110億円**

(百五経済研究所)

観光消費額

5年間で累積 **1,750億円増**
(大和証券)

洞爺湖サミットの
1.0倍以上!



サミット開催決定



伊勢志摩サミット三重県民
会議シンボルマーク決定



サミット開催200日前イベント
(カウントダウンボード設置等)



日本外国特派員協会での
情報発信

6月5日

9月5日

10月11日

10月13日

10月27日

11月8日

11月18日

12月8日

第1回伊勢志摩サミット
フォーラム



安倍総理大臣の伊勢志摩サミット
会場予定地視察



外務省・三重県共催
伊勢志摩サミット開催レセプション



海外プレスツアー



サミット
開催

5月26日
~27日

地方が長年、権限移譲を求めてきた「岩盤規制」

- 全国知事会・全国市長会・全国町村会では、優良農地の確保と農業・農村の活性化の両立を目指す立場から、農地転用に関する事務・権限をはじめとする農地制度について、地方への権限移譲、地方への関与の見直し等の要望を従前からそれぞれの団体で実施



地方分権改革有識者会議で議論

地方分権改革有識者会議 第1回 農地・農村部会（平成25年10月29日）に
全国知事会を代表して出席し、本県における支障事例を説明

【背景】

- 三重県北部に位置し、海に近く、塩害による被害が大きい農地
- インターチェンジに近い場所に、企業が進出を計画

【国への農地区分に係る事前協議】

- 書類による国の判断では、高性能機械による営農に適する優良農地（甲種農地）と判断 ⇒ 農地転用の可能性なし

国との調整に
要した時間 → 1年

- 現地の区画・排水条件・地盤条件を調査
- 区画の形状の大きさが高性能機械による営農に不適
- 排水条件・地盤条件が悪い

【協議結果】

- 高性能機械による営農に適さない農地（第1種農地・第3種農地）であると国と県の見解が一致 ⇒ 農地転用の可能性あり

しかし

事前協議に日時を要し、企業が進出を断念！

事務・権限の移譲等に関する見直し方針（H25.12.20閣議決定）

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、**同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討**を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置



平成26年1月、農地制度のあり方について国に提言を行うに当たっての考え方を整理するため、地方六団体で**農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム**を設置！

- 都道府県、市町村が一体**となって検討
構成員：鈴木三重県知事（座長）、牧野長野県飯田市長（座長代理）、古川佐賀県知事（平成26年1月～平井鳥取県知事）、國定新潟県三条市長、杉本福井県池田町長、白石愛媛県松前町長
- 事務担当者によるワーキンググループによる検討も行いながら、これまで9回の会合を開催
- 平成26年8月 農地制度のあり方について（地方六団体提言）**とりまとめ、その後、**提言を実施**

農地制度改革（農地転用許可権限の移譲等）③

農地制度のあり方について（地方六団体提言）

地方六団体で
ワンボイス！

農地制度における問題点

- 農地の総量確保目標と現実の乖離
耕作放棄地の発生：見込みを上回る状況
- 目標設定プロセスの課題（国と地方議論が不十分）
- 大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠ける

地方の課題認識

- 農地は食料の安定供給等に不可欠な資源。真に守るべき農地を確保することが必要（国・地方共通の認識）
- 人口減少社会を迎え、都市機能の集約化等が見込まれることから、地方が主体となって、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進する必要

提言 1

- 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みに市町村を参加させ実効性を確保

提言 2

- 農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕

- 地方も責任をもって**農地確保**
- 施策の実施と併せ、**農業の基盤強化**を推進
- 目標設定に市町村が関わり、農村の活力向上等と併せた**総合的なまちづくり**を推進
- 農地転用手続きの**迅速化**

地方創生に貢献！

・地方分権改革有識者会議での議論を経て閣議決定
→第5次地方分権一括法にて措置

農地の総量確保のための仕組みの充実と併せ、4ha超の大臣協議が残ったものの、農地転用許可に係る全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲

地方は
移譲された権限を
適切に実施

地方も国とともに
責任をもって農地の
総量確保に取り組む

多くの
指定市町村の
誕生を期待

	現行制度	H28.4.1～
4ha超	国	※国協議(法定受託事務) 都道府県
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務)
2ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)

指定市町村

地方分権のモデルケースとしての考察（改めて感じたこと）

地域の実情はそれぞれ異なる

一口に農地といっても、様々な条件の農地があり、全国一律の基準で判断することはできない。

地方が能力不足との指摘はあたらない

地方が行った農地転用許可のうち、12.3%が不適正との指摘があったが、改めて確認してみると、法令の解釈を誤ったと考えられるのは0.59%であった。（H22農地転用許可事務実態調査）

「現場を知っている」ことが地方の強み

今回の権限移譲の実現に際し、①地方六団体がまとまって提案を行ったこと、②具体的な支障事例に基づいた、具体的な制度提案を行ったことについて、各方面から評価をいただいた。



地方創生の実現にも通じるコンセプト

地方創生も、地域の特性に応じた地域づくりを目指し、地域が自ら考え、責任をもって戦略を推進する枠組み

地方創生とのリンク

- 地方分権を進めることで、地域ごとの創意工夫を活かし、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりを進展
→魅力あふれる地域へ = **地方創生**

地方に求められる意識改革

- それぞれの地方公共団体が各々自立していくという覚悟が必要。団体の規模や事務量の増加などを理由に慎重になることも想定されるが、地域のことを自ら決定し、運営していくため、まずはその責任を受け止める覚悟を持つべき
- 国は、人事交流や財政支援、研修や相談体制など、サポート体制の確保を実施

新たな方式の積極的な活用

- 「提案募集方式」により事務・権限の移譲を求めることができ、
また「手挙げ方式」により事務・権限の移譲を受けるかどうかを判断することが可能に
→よりよい地域づくりに向けた事務・権限のマネジメント

今後の課題

- 「提案募集方式」のように個別事務毎に分権を進めるだけではなく、地方創生の時代にふさわしい「地方自治のあるべき姿」を検討・確立していくことが必要ではないか
(例えば、地方自治を支えるため、地方交付税法定率の見直しなどによる地方一般財源の確保等)
※ なお、全国知事会においても「地方自治の基本原則」等について検討を開始